

安平町再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン

制定 令和元年8月8日

1 目的

東日本大震災を起因とした福島第一原発事故を契機に再生可能エネルギーが見直され、安平町においても再生可能エネルギーの導入が急激に拡大している。

一方で、導入に伴う周辺環境への悪影響を懸念する声も寄せられ、再生可能エネルギー発電設備（以下「設備」という。）の設置に起因した災害の防止、健全な生活環境の保全、身近な自然や景観等の保護、また地域との調整が課題となっている。

本ガイドラインは、安平町環境基本条例を遵守すると共に、安平町内において設備の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）を行う事業者に対して、自治会・町内会等及び近隣住民に対して事業概要を明らかにするための手続や設備の設置等にあたり配慮すべき事項を定めることにより、事業者による適正な設備の導入及び管理を促し、町民の安全と安心を確保することを目的とする。

2 対象設備

次に掲げる設備を対象とする。ただし、一般住宅等で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外とする。

- ア 太陽光発電設備（10kW以上）
- イ 小水力発電設備
- ウ 風力発電設備
- エ その他発電施設

3 対象となる地域

安平町内全域を対象とする。ただし、本町域に属さない場合であっても、町に影響を及ぼす恐れが有る場合は、本ガイドラインに添った調整事項を行うよう事業者を求めるものとする。

4 調整事項等

設備の設置等を行う事業者は、次に掲げる事項について関係する町各部局との事前協議及び近隣住民に配慮し、又は調整等を行うよう努めるものとする。

（1）設備の設置等にあたり配慮すべき事項

- ア 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。
- イ 急傾斜地への設置は災害防止の観点から極力避けること。
- ウ 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。
- エ 周辺の景観に配慮すること。
- オ 事業を廃止した時は、速やかに設備を撤去すること。

（2）町に対する届出及び調整

- ア 事業者は、設備の設置等にあたり配慮すべき事項に留意し、計画概要が明らかになった時点で、再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る計画書（様式1）を町に提出すること。

イ 事業者は、自治会・町内会等及び近隣住民に対して実施した説明会の議事録（様式2）を作成し、その写しを町に提出すること。

ウ 事業者は、事業を変更又は中止するときは、再生可能エネルギー発電設備の設置等変更・中止届（様式3）を町に提出すること。

エ 事業者は、設置が完了したときには、再生可能エネルギー発電設備の設置等完了届（様式4）を町に提出すること。

オ 事業者は、設備を廃止した場合は、再生可能エネルギー発電設備の廃止届（様式5）を町に提出すること。

(3) 自治会・町内会等及び近隣住民に対する調整

ア 事業者は、事前に自治会・町内会等及び近隣住民に対して説明会を実施すること。なお、説明会で出された質疑、意見には、適切に対応すること。

イ 事業者は、設置に係る進捗状況について、必要に応じて自治会・町内会等及び近隣住民に報告すること。

(4) 事業者は、設置により周辺環境及び近隣住民への影響が認められた場合は、改善のための措置を講ずること。

(5) 事業者は、設備の設置及び事業の実施に伴い発生する町税に関する申告を、毎年、期日までに行うこと。

(6) 上記(1)の具体的対応等については別表1、(2)から(5)までの具体的な対応等については別表2のとおりとする。

5 町の施策への協力

(1) 事業者は、町が実施する環境学習等に積極的に協力し、地域貢献に努めるものとする。

(2) 事業者は、設置した設備の発電量等の数値について、町が求める場合には報告するよう努めるものとする。

6 ガイドラインの見直し

(1) 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

7 適用

(1) 本ガイドラインは、令和元年8月8日から適用する。